

浦河町UターンIターン補助金について

雇用による定住化の促進事業

補助金の概要

満45歳以下で、日高管外に住んでいる方が

浦河町に居住し就職・創業した場合、UターンIターン補助金を支給

- ※ うらかわUターン：浦河町に住んだことがある者が、就職・進学等により町外に居住した後、町内の事業所等に就職すること。
 うらかわIターン：浦河町に住んだことがない者が、浦河町に転入し、町内の事業所等に就職すること。

就職前の居住地	北海道外の場合	2人以上の世帯	30万円	単身世帯	15万円
	北海道内（日高管内除く）の場合	2人以上の世帯	20万円	単身世帯	10万円

転入・就職支度金として就職者本人を補助します。

就職者

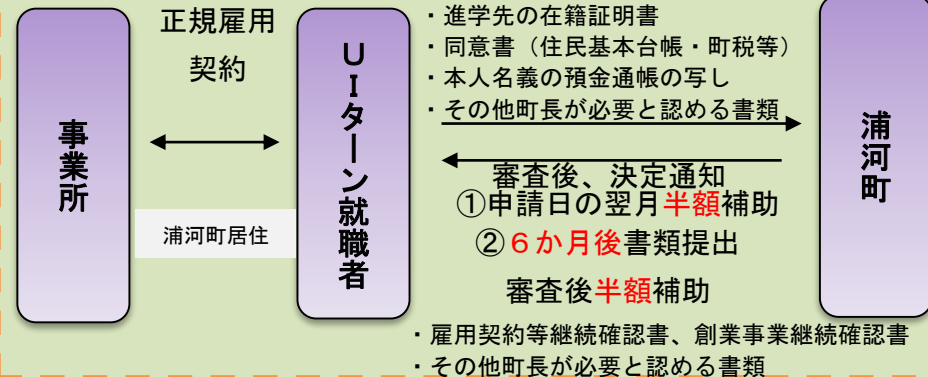
◎下記の要件を満たしていることが必要です。（創業した場合は、お問合せ下さい。）

- 満45歳以下であって①～③のいずれかにあてはまる者
- ①うらかわUターンの者（転居と同時期に就職していること）
 - ②うらかわIターンの者（転居と同時期に就職していること）
 - ③その他町長が特に必要と認めた者（浦河町に転入・創業した者など）
- ※対象外の例
- ①勤務地が浦河町の事業所に限定されていない場合（転勤・事業所異動がある場合）
 - ②浦河町漁業担い手等支援事業補助金の交付を受ける場合
 - ③浦河町農業担い手支援対策事業の各種補助金の交付を受ける場合
 - ④転入後、就職活動をして浦河町内の事業に就職した場合

就職先対象事業所

- ①町内に事業所、事務所を有する事業主
- ②国、地方公共団体でないこと。
- ③町が出資、運営補助している事業所でないこと。
- ④町外にも事業所がある場合は、原則として雇用契約の勤務地が浦河町の事業所に限定されていること。

交付手続き



雇用契約

- ①期間の定めのない、正規雇用とすること。
- ②勤務地が浦河町の事業所となっていること。
- ③町外に事業所がある場合、転勤・事業所異動がないこと。

◎お問合せ先 浦河町役場 商工観光課
 電話 0146-26-9014

※注意事項 6か月後、交付対象とならない場合

- ①仕事を辞めた場合
- ②浦河町から転出した場合
- ③町税・使用料の滞納がある場合